

○採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則

平成18年3月24日
島根県規則第12号

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則をここに公布する。

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、採石業の適正な実施の確保に関する条例(平成18年島根県条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(採取跡の措置)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める措置は、条例第4条第3項に規定する場合において保証人が計画を定めて行う措置であって、知事が認めたものとする。

(平20規則17・一部改正)

(保証人の数)

第4条 採石法(昭和25年法律第291号。以下「法」という。)第33条の認可又は法第33条の5第1項の規定による変更の認可(以下「採取計画の認可」という。)を受けようとする採石業者は、条例第4条第1項の規定により採取跡の措置に係る保証人(以下「保証人」という。)を立てるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の保証人を立てなければならない。

(1) 条例第5条第1号に掲げる者 1人

(2) 条例第5条第2号又は第3号に掲げる者 2人

2 前項第2号の場合において、2人の保証人のいずれもが条例第5条第3号に掲げる者であるときは、少なくとも1人は建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可を受けた者(第12条において「第2号許可者」という。)でなければならない。

(平20規則17・一部改正)

(保証人の設定を要しない採石業者)

第5条 条例第4条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 地方住宅供給公社

(2) 土地開発公社

(平20規則17・追加)

(保証団体の承認の申請)

第6条 条例第5条第1号の知事の承認を受けようとする法人は、保証団体承認申請書(様式第1号)により知事に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人の定款又は寄附行為
- (2) 法人の構成員の名簿
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 第8条各号に掲げる事業の実施計画書
- (5) 第8条第1号に掲げる保証に関する事業に係る資金計画書
- (6) 前項の規定による申請の日の属する事業年度の収支予算書

(平20規則17・旧第5条繰下・一部改正)

(承認の基準)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、条例第5条第1号の承認をするものとする。

- (1) 次条第1号に掲げる保証に関する事業を行うために必要な資力を有するものであること。
- (2) 第11条の規定により承認を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人でないこと。

(平20規則17・旧第6条繰下・一部改正)

(保証団体の事業)

第8条 条例第5条第1号の知事の承認を受けた法人(以下「保証団体」という。)は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 保証団体の構成員(以下この条及び第9条において「団体構成員」という。)の採取跡の措置に係る保証に関する事業
- (2) 団体構成員に対する岩石の採取に伴う災害を防止するための指導及び助成に関する事業
- (3) 団体構成員に対する岩石の採取に係る技術等の研修に関する事業

(平20規則17・旧第7条繰下)

(変更の届出)

第9条 保証団体は、第6条に規定する書類の記載事項に変更があったときは、承認事項変更届出書(様式第2号)により、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(平20規則17・旧第8条繰下・一部改正)

(事業実績報告)

第10条 保証団体は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該事業年度の事業実績報告書及び収支決算書
- (2) 当該事業年度における団体構成員の異動状況報告書
- (3) 当該事業年度終了の日における法人の構成員の名簿
- (4) 当該事業年度終了の日における第8条第1号に掲げる保証に関する事業に係る資金の残高を証する書類
- (5) 翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

(平20規則17・旧第9条繰下・一部改正)

(承認の取消し)

第11条 知事は、保証団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保証団体の承認を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により条例第5条第1号の承認を受けたとき。
- (2) 条例第14条第2項に規定する書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
- (3) 条例第14条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (4) 第7条各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(平20規則17・旧第10条繰下・一部改正)

(保証人の要件)

第12条 条例第5条第2号の規則で定める採石業者は、次の各号のいずれにも該当する採石業者とする。

- (1) 島根県の区域内に所在する岩石採取場において、継続して3年以上岩石の採取を行った実績を有すること。
- (2) 他の採石業者の保証人になっていないこと。
- (3) 法又は法に基づく命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。

2 条例第5条第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年島根県告示第273号)第3条の規定による知事の認定を受けている者で、島根県の区域内に営業所を有するもの

- (2) 土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事又は造園工事のいずれかの建設工事に係る建設業法第3条第1項の許可を継続して5年以上受け、かつ、保証人となる日前5年間に当該許可を受けた建設工事の施工実績を有すること。
- (3) 第2号許可者でない場合であって、他の採石業者の保証人になっていないこと。
- (平20規則17・旧第11条繰下)

(完了の届出)

第13条 条例第6条第2項第3号の届出は、採取跡措置完了届出書(様式第3号)により行わなければならない。

(平20規則17・旧第12条繰下)

(認可申請書の添付書類)

第14条 条例第7条第2号の書面は、岩石採取跡措置保証書(様式第4号)とする。

2 条例第7条第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、知事が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- (1) 岩石採取場の土地調書
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 公図の写し
- (4) 岩石採取場の面積計算書及び図面
- (5) 岩石採取区域の面積計算書及び図面
- (6) 岩石の採取の期間に係る岩石採取量に関する計算書
- (7) 岩石分析表の写し
- (8) 製品規格試験表の写し
- (9) 採掘規格図
- (10) 垂直残柱の強度計算書(坑内採掘の場合)
- (11) 採掘機械一覧表
- (12) 発破の規格に関する図面
- (13) 破碎選別系統図
- (14) 破碎設備及び選別機械の一覧表
- (15) 岩石採取場内の運搬系統図
- (16) 運搬機械一覧表
- (17) 次に掲げる事項を記載又は添付した災害防止に関する計画書
 - ア 土地の崩壊、亀裂、陥没、転石、落石等の防止措置
 - イ 騒音災害の防止措置
 - ウ 振動災害の防止措置
 - エ 粉じん災害の防止措置

オ 飛石災害の防止措置

カ 汚濁水の流出防止措置に係る汚濁水処理系統図(水洗水、降雨水等)、集水面積計算書及び集水区域の図面、汚濁水処理施設の設計書及び図面並びに排出水分析表

キ 廃土、廃石及び脱水ケーキの流出防止措置に係る廃土及び廃石の発生量計算書、たい積場の設計書及び図面、土留施設の設計書及び図面並びに埋立用地等を確保していることを証する書面及び埋立用地等の図面

ク 採取跡の措置

(18) 地質図

(19) 開発区域全体に係る岩石の賦存量に関する計算書

(20) 試すい柱状図

(21) 開発区域全体に係る計画図

(平20規則17・旧第13条繰下)

(認可の期間)

第15条 条例第8条第1項の規則で定める期間(以下「認可の期間」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とする。ただし、関係法令による許可若しくは認可の期間又は岩石の採取を行う土地の所有者若しくは管理者との間に締結した岩石採取に係る契約等の期間が次に掲げる期間に満たないときは、当該許可等の期間とする。

(1) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第1号に掲げる者であるとき
3年

(2) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者であるとき 2年

(3) 保証人を立てない場合(次号に掲げる場合を除く。) 1年

(4) 国若しくは地方公共団体が採石業(法第10条第1項第3号に規定する採石業をいう。以下同じ。)を行う場合又は採石業者が第5条各号に掲げる者である場合 3年

2 前項の規定にかかわらず、現に採取計画の認可を受けている採石業者が、岩石の採取に当たり、法及び法に基づく命令並びに条例(以下この条において「法令等」という。)を遵守し、現場管理が優秀であると知事が認めるときは、当該認可の期間満了後引き続き当該岩石採取場において岩石の採取を行う場合の認可の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とすることができる。

(1) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第1号に掲げる者であるとき
6年

(2) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者であるとき 5年

3 前2項の規定にかかわらず、現に5年以上の期間を有する採取計画の認可を受けている

採石業者が、岩石の採取に当たり、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であると知事が認めるときは、当該認可の期間満了後引き続き当該岩石採取場において岩石の採取を行う場合の認可の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とすることができる。

- (1) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第1号に掲げる者であるとき
8年
- (2) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者であるとき
7年

4 前3項の規定にかかわらず、現に7年以上の期間を有する採取計画の認可を受けている採石業者が、岩石の採取に当たり、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であり、かつ、採取跡の措置を適正に行った実績があると知事が認めるときは、当該認可の期間満了後引き続き当該岩石採取場において岩石の採取を行う場合の認可の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とすることができる。

- (1) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第1号に掲げる者であるとき
10年
- (2) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者であるとき
9年

5 知事は、第1項第1号若しくは第2号又は前3項の規定の適用を受けた採石業者が、その認可の期間内において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、条例第8条第2項の規定により、残りの認可の期間を1年以内の期間に変更することができる。ただし、残りの認可の期間が1年より短い場合は、この限りでない。

- (1) 当該岩石採取場又は採石業者が採取計画の認可を受けている別の岩石採取場(以下この条において「別の採取場」という。)において、事業又は採取の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。
- (2) 別の採取場において、法第33条の12の規定による認可の取消しを命ぜられたとき。
- (3) 条例第8条第2項第2号に該当することとなったとき。

6 知事は、第2項から第4項までに規定する認可の期間の特例を受けた採石業者が、その認可の期間内において、条例第8条第2項第1号に該当することとなった場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、条例第8条第2項の規定により、残りの認可の期間を3年以内(保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者であるときは、2年以内)の期間に変更することができる。ただし、残りの認可の期間が当該期間より短い場合は、この限りでない。

- (1) 法第33条の規定に違反して、岩石の採取を行った場合で、是正又は改善が図られたとき。
- (2) 当該岩石採取場又は別の採取場において、法第33条の8の規定に違反して岩石の採

取を行った場合で、是正又は改善が図られたとき。

7 知事は、前2項の規定による変更をするときは、その旨を当該採石業者に通知しなければならない。

8 第2項から第4項までに規定する認可の期間の特例に関し必要な事項は、別に定める。
(平20規則17・旧第14条繰下・一部改正)

(保証人の変更の届出)

第16条 条例第10条第2項の規定による届出は、保証人変更届出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

3 知事は、条例第10条第3項の規定による届出があった場合において、条例第8条第2項の規定により認可の期間を前条第1項第3号に掲げる期間に変更するときは、その旨を当該届出に係る採石業者に通知しなければならない。

(平20規則17・旧第15条繰下)

(採取状況等の報告)

第17条 採取計画の認可を受けた採石業者は、条例第11条第1項の規定により岩石の採取の状況について報告しようとするときは、岩石採取状況報告書(様式第6号)により、毎年6月末日までに行わなければならない。

2 前項の岩石採取状況報告書は、業務管理者(法第32条の2第1項第2号に規定する者をいう。)が作成するものとする。ただし、国又は地方公共団体が採石業を行う場合は、この限りでない。

3 条例第11条第2項の規定による報告は、事故発生報告書(様式第7号)により行わなければならない。

(平20規則17・旧第16条繰下・一部改正)

(採取跡の措置)

第18条 条例第12条第1項の規則で定める措置は、第3条に規定する措置とする。

2 採取計画の認可を受けた採石業者は、採取跡の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出て、その確認を受けなければならない。

3 前項の場合において、当該採石業者は、当該採取跡の措置が法第33条の認可に係る採取計画(法第33条の5第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの)に定められた措置に適合しないと知事が認めるときは、遅滞なく、必要な措置を行い、再度知事の確認を受けなければならない。

(平20規則17・旧第17条繰下)

(身分証明書)

第19条 条例第14条第3項の身分を示す証明書は、様式第8号によるものとする。

(平20規則17・旧第18条繰下)

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平20規則17・旧第19条繰下)

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(平20規則17・一部改正)

保証団体承認申請書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒

名称及び代表者の氏名

印

電 話 番 号

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第6条の規定により、保証団体としての承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 法人の設立年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 法人の定款又は寄附行為
- (2) 法人の構成員の名簿
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 規則第8条各号に掲げる事業の実施計画書
- (5) 規則第8条第1号に掲げる保証に関する事業に係る資金計画書
- (6) 申請の日の属する事業年度の収支予算書

様式第2号(第9条関係)

(平20規則17・一部改正)

承認事項変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒

名称及び代表者の氏名

印

電 話 番 号

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第9条の規定により、承認に係る事項の変更について下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

	変更事項	変更前	変更後

2 変更の理由

備考

- 1 変更事項に係る書類を添付すること。
- 2 記載しきれないときは、別紙に記載して、それを添付すること。

様式第3号(第13条関係)

(平20規則17・一部改正)

採取跡措置完了届出書

年 月 日

島根県知事

様

保証人 住所 〒

名称

氏名

印

(法人にあつては、代表者の氏名)

保証人 住所 〒

名称

氏名

印

(法人にあつては、代表者の氏名)

採石業の適正な実施の確保に関する条例第6条第2項第3号の規定に基づき、採取跡の措置が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第3条に基づく採取跡の措置計画が認められた年月日

年 月 日

2 採取跡の措置の完了年月日 年 月 日

様式第4号(第14条関係)

(平20規則17・一部改正)

岩石採取跡措置保証書

年 月 日

島根県知事

様

保証人 住所 〒

名称

氏名

印

(法人にあつては、代表者の氏名)

保証人 住所 〒

名称

氏名

印

(法人にあつては、代表者の氏名)

下記のとおり、岩石採取計画認可申請者が、当該採取計画に基づき岩石の採取を行うに当たり、採石業の適正な実施の確保に関する条例(以下「条例」という。)第2条第6号に規定する採取跡の措置を履行しない場合は、条例第4条第3項の規定に基づき、申請者に代わって、確実に履行することを保証します。

記

- 1 岩石採取計画認可申請者 住所
名称
氏名
(法人にあつては、代表者の氏名)
- 2 岩石採取計画(変更)認可申請年月日 年 月 日
- 3 保証に係る岩石採取場の区域
市 町 番地 他 筆
郡 村
- 4 採取する岩石の種類及び予定数量
- 5 保証期間 条例第6条に規定する期間

備考

- 1 保証人が採取跡の措置を履行しない場合に、県が代わって採取跡の措置を行ったときは、これによって生じた損害の賠償を保証人に対して請求することがある。
- 2 保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者である場合にあっては、次に掲げる書面を添付すること。

(1) この保証書の提出日前3月以内に求めた当該保証人の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)及び印鑑証明書(法人にあつては、代表者のもの)

(2) 当該保証人が条例第5条第2号の採石業者であること及び採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第12条第1項の要件を満たしていること又は条例第5条第3号の建設業者であること及び同規則第12条第2項の要件を満たしていることを証する書面

様式第5号(第16条関係)

(平20規則17・一部改正)

保証人変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒

名称及び代表者の氏名

印

電 話 番 号

採石業の適正な実施の確保に関する条例(以下「条例」という。)第10条第1項の規定により、新たな保証人を立てたので、同条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 保証に係る岩石採取場

区域 市 町 番地 他 筆
郡 村

採取計画の認可番号等 年 月 日付け指令 第 号の

2 変更した保証人の住所及び名称又は氏名

(1) 変更前

従前の保証人

住所 〒

名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

従前の保証人

住所 〒

名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

(2) 変更後

新たな保証人

住所 〒

名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

新たな保証人

住所 〒

名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

3 新たな保証人を立てた年月日 年 月 日

備考 保証人の変更が1人の場合であっても、2人の保証人に係る岩石採取跡措置保証書を添付すること。ただし、次に掲げる書面は、新たな保証人についてのみ添付するものとする。

(1) この届出書の提出日前3月以内に求めた当該保証人の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)及び印鑑証明書(法人にあつては、代表者に係るもの)

(2) 当該保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者である場合にあつては、当該保証人が同条第2号の採石業者であること及び採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第11条第1項の要件を満たしていること又は条例第5条第3号に規定する建設業者であること及び同規則第11条第2項の要件を満たしていることを証する書面

様式第6号(第17条関係)

(平20規則17・一部改正)

岩石採取状況報告書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒
名称及び代表者の氏名 印
電 話 番 号

業務管理者の氏名(作成者)

採石業の適正な実施の確保に関する条例第11条第1項の規定により、岩石の採取の状況について下記のとおり報告します。

記

1 岩石採取場

区域 市 町 番地 他 筆
郡 村

採取計画の認可番号等 年 月 日付け指令 第 号の
採取計画の認可期間 年 月 日～ 年 月 日

2 採取する岩石の種類及び予定数量

3 採取等の実施状況(年6月1日～ 年5月31日)

	産出品目及び採取実績	品目			
		年間実績			
		認可期間累計			

4 添付書類

- (1) 採取状況等を示す図面(平面図、横断面図、縦横断面図等)
- (2) 現況写真、撮影位置図等

備考

- 1 業務管理者は、採取状況等を示す図面(平面図、横断面図、縦横断面図等)を、採取状況を着色する等の方法によりわかりやすく作成すること。
- 2 現況写真は、提出日前2月以内のものを添付すること。

様式第7号(第17条関係)

(平20規則17・一部改正)

事故発生報告書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒

名称及び代表者の氏名

印

電 話 番 号

採石業の適正な実施の確保に関する条例第11条第2項の規定により、岩石の採取又は搬出に伴う事故が発生したので、下記のとおり報告します。

記

1 岩石採取場

区域 市 町 番地 他 筆
郡 村

採取計画の認可番号等 年 月 日付け指令 第 号の
採取計画の認可期間 年 月 日～ 年 月 日

2 事故の状況

	事故の発生日時	
	事故の内容	
	講じた措置の内容	

3 添付書類 事故の状況を示す図面、写真等

様式第8号(第19条関係)

(平20規則17・一部改正)

(表面)

第	号	
身分証明書		
所属		
職名		
氏名		
上記の者は、採石業の適正な実施の確保に関する条例(平成18年島根県条例第25号)第14条第3項の規定に基づき、立入検査を行う職員であることを証明する。		
年	月	日発行
島根県知事		印

(裏面)

採石業の適正な実施の確保に関する条例(抜すい)

(報告及び検査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、採石業者から岩石の採取の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、採石業者に係る岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、岩石の採取の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、第5条第1号の知事の承認に関し必要があると認めるときは、同号に掲げる法人からその業務若しくは財務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該法人の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(縦6センチメートル、横8.5センチメートル)